

第122回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
当社 清水工場2階会議室

議案

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し
退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行
使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時15分まで

目次

第122回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

株主各位

(証券コード 6286)

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号

静 甲 株 式 会 社

取締役社長 **鈴木 恵子**

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.seiko-co.com/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会関連資料」より、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「静甲」または「コード」に当社証券コード「6286」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 「インターネットによる議決権行使のご案内」（5頁）をご確認のうえ、
当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、
2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに賛否をご入力ください。

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号 当社 清水工場2階会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第122期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第122期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金配当の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対してお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記項目を除いたものを記載した書面を送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

基幹日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、グループにおける将来の事業展開に必要な投資を行って企業体質の一層の強化を図りつつ、株主の皆さまには、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 配当総額 51,733,448円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	すずき けいこ 鈴木 恵子 (1950年2月27日生)	2000年 6月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 監査役 2001年 6月 当社 取締役 2002年 4月 当社 代表取締役 取締役社長（現在に至る） 2004年 6月 静岡スバル自動車(株) 取締役 2006年 5月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 取締役会長 2006年 6月 静岡スバル自動車(株) 取締役会長 2009年 5月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 代表取締役会長 2017年 6月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 代表取締役会長 2018年 5月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 取締役 2019年 7月 日本機械商事(株) 取締役会長 2021年 5月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役会長 2022年 5月 日本機械商事(株) 取締役 相談役 2024年 5月 日本機械商事(株) 取締役（現在に至る）	887,370株
2 再任	すずき たかのり 鈴木 孝典 (1973年12月4日生)	1998年 4月 大成建設(株) 入社 2017年 5月 (株)エコノス・ジャパン 取締役 2017年 5月 静岡自動車(株) 取締役 2017年 5月 (株)ビルメンテ 取締役 2017年 6月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 取締役 2019年 6月 当社 取締役（現在に至る） 2020年 5月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2022年 5月 静岡ブイオート(株) 取締役（現在に至る） 2024年 4月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役会長 （現在に至る）	35,870株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	<p>すずき やすゆき 鈴木 康之 (1955年12月3日生)</p>	1981年 4月 当社 入社	4,000株
		2003年 4月 当社 三島工場長兼務業務課長	
		2004年 4月 当社 三島工場長	
		2010年 4月 当社 商事事業部長兼務業務課長	
		2011年 4月 当社 商事事業部長	
		2012年 4月 当社 商事事業部長兼務電機部長	
		2012年 6月 当社 執行役員 商事事業部長兼務電機部長	
		2013年 7月 当社 執行役員 商事事業部長	
		2016年 4月 当社 執行役員 富士川工場長	
		2017年 4月 当社 執行役員 特命事項担当	
		2017年 6月 当社 取締役	
		2017年10月 当社 取締役 富士川工場長兼務製造部長	
		2018年 4月 当社 取締役 富士川工場長	
		2023年 4月 当社 取締役 富士川工場・生産革新推進室担当 (現在に至る)	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	<p>やました かずひろ 山下 一弘 (1963年 5月25日生)</p>	1984年 4月 当社 入社	4,100株
		2014年 4月 当社 清水工場長	
		2015年 6月 当社 執行役員 清水工場長	
		2018年 4月 当社 執行役員 包装機械事業本部 清水工場長	
		2019年 4月 当社 執行役員 商事事業部長	
		2020年 6月 当社 取締役 商事事業部長	
		2022年 4月 当社 取締役 包装機械事業本部長・商事事業部担当	
		2022年 5月 (株)共和テック 取締役 (現在に至る)	
		2023年 6月 当社 取締役 包装機械事業本部長	
		2024年 4月 当社 取締役 市場開発事業部・清水工場・三島工場・ 技術企画室担当 (現在に至る)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	きっかわ のりゆき 吉川 範幸 (1958年1月4日生)	2007年10月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 入社 2015年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 執行役員 営業推進部長 2016年 4月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 執行役員 清水支店長 2018年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 取締役 清水支店長 2019年 4月 当社 経営企画室長 2020年 6月 当社 執行役員 経営企画室長兼務秘書課長 2023年 4月 当社 執行役員 経営企画室長 2023年 6月 当社 取締役 経営企画室長 (現在に至る)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任	すずき ひろゆき 鈴木 浩之 (1975年8月30日生)	2004年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 取締役 2012年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2016年 5月 静岡スバル自動車(株) 取締役会長 2017年 3月 同社 代表取締役 取締役会長 2018年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 代表取締役 専務取締役 2019年 7月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役副社長 2020年 5月 静岡自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2022年 5月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役会長 (現在に至る) 2022年 5月 静岡自動車(株) 取締役会長 (現在に至る)	33,370株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任	ゆこ なおき 湯子 直樹 (1964年3月15日生)	1992年 9月 日本機械商事(株) (本社：大阪府) 入社 2014年 4月 日本機械商事(株) (本社：大阪府) 営業部長 2016年 6月 日本機械商事(株) (本社：大阪府) 取締役 部長 2017年 6月 日本機械商事(株) (本社：大阪府) 取締役 営業部長 2018年 5月 日本機械商事(株) (本社：大阪府) 常務取締役 2019年 7月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 常務執行役員 大阪営業本部長 2022年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 代表取締役 取締役社長 (現在に至る) 2023年 6月 当社 取締役 (現在に至る)	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 新任	すぎもと 杉本 もとき 基 (1961年8月30日生)	1984年 4月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年 4月 杉本会計事務所開設 同所長（現在に至る） 2012年 5月 SUS(株) 取締役（現在に至る） 2016年 5月 スター精密(株) 取締役（現在に至る）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉本基氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 杉本基氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、並びに会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の独立した立場から当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 杉本基氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、鈴木孝典氏、鈴木浩之氏、湯子直樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結中であります。鈴木浩之氏、湯子直樹氏が再任された場合は、当社と各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。また、杉本基氏が選任された場合は、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものがあります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	さくらい よしお 櫻井 嘉夫 (1957年1月2日生)	1980年4月 当社 入社 2011年4月 当社 管理部長 2012年6月 当社 執行役員管理部長 2013年5月 静岡スバル自動車(株) 取締役 2015年5月 静岡自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2018年5月 静岡スバル自動車(株) 監査役（現在に至る） 2020年6月 当社 監査役（現在に至る） 2021年5月 (株)PUREST 監査役 2023年2月 (株)Cool the Earth 監査役（現在に至る）	2,200株
2 再任	やまぐち たかし 山口 貴史 (1973年11月6日生)	2010年4月 平井工業(株) 入社 2015年4月 同社 常務取締役 2019年4月 同社 専務取締役（現在に至る） 2020年6月 当社 社外監査役（現在に至る）	—
3 新任	おとなり ひでき 音成 秀樹 (1958年9月1日生)	1982年4月 (株)静岡銀行 入行 2012年6月 同行 理事名古屋支店長 2013年6月 静銀セゾンカード(株) 代表取締役社長	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	ののやま しげる 野々山 茂 (1959年5月30日生)	1983年 4月 (株)清水銀行 入行 2007年 6月 同行 理事本店営業部長 2011年 6月 同行 取締役 2013年 6月 同行 常務取締役 2019年 6月 清水総合コンピュータサービス(株) 代表取締役社長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山口貴史氏、音成秀樹氏、野々山茂氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由等について
- (1) 山口貴史氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた助言を行っていただくとともに、社外の独立した立場からの監視により取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (2) 音成秀樹氏、野々山茂氏につきましては、金融機関における役員等の経験を活かした専門的な見地からの助言を行っていただくとともに、社外の独立した立場からの監視により取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は山口貴史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、櫻井嘉夫氏、山口貴史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結中であり、各氏が再任された場合には、当社と各氏の間で同様の契約を継続する予定であります。また、音成秀樹氏、野々山茂氏が選任された場合は、当社と各氏の間で同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます鈴木武夫氏、大石透氏、小林和仁氏及び監査役を退任されます戸塚伸久氏、大津善敬氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、鈴木武夫氏、大石透氏については取締役会に、戸塚伸久氏、大津善敬氏については監査役の協議に、また、小林和仁氏の取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

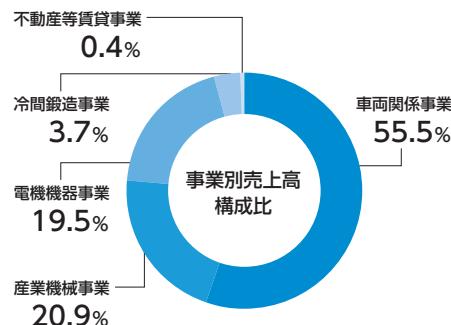
氏名	略歴
すず ぎ たけ お 鈴 木 武 夫	2006年 6月 当社 取締役 2011年 6月 当社 代表取締役 専務取締役（現在に至る）
おお いし とおる 大 石 透	2011年 6月 当社 取締役（現在に至る）
こ ばやし かず ひと 小 林 和 仁	2012年 6月 当社 社外監査役 2019年 6月 当社 社外取締役（現在に至る）
と つか のぶ ひさ 戸 塚 伸 久	2016年 6月 当社 社外監査役（現在に至る）
おお つ よし たか 大 津 善 敬	2016年 6月 当社 社外監査役（現在に至る）

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

	第122期 (2024年3月期)	前期比
売上高	361億 2百万円	4.5%増
営業利益	8億82百万円	61.0%増
経常利益	9億98百万円	47.7%増
親会社株主に帰属する当期純利益	7億79百万円	135.4%増



(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善し、個人消費やインバウンド需要が持ち直したことによって、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、急激な円安による物価上昇、ウクライナ・パレスチナによる政情不安の影響や中国及びEU経済の減速など海外景気の下振れが懸念され、引き続き不透明な状況が続いております。

当連結会計年度の当社グループの売上高は、電機機器事業では自動車関連の自動機を中心に販売が堅調に推移しました。また、車両関係事業も前年同期の実績を上回りました。産業機械事業は前年同期並みの実績となりました。一方、冷間鍛造事業は主要納入先の在庫調整の影響を受け、前年同期の実績を下回りました。これらの結果、売上高は、前年同期比4.5%増の361億2百万円となりました。

利益面では、電機機器事業及び産業機械事業での原価改善に加え、産業機械事業での改造工事や保守メンテナンスの堅調な推移により、経常利益は前年同期比47.7%増の9億9千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比135.4%増の7億7千9百万円となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

産業機械事業

売上高
7,534百万円
(前年同期比1.7%減)

包装機械は、大型の液体充填ラインや液体充填巻締機が前年同期並みに推移し、改造工事や保守メンテナンス及び部品販売は前年同期の実績を上回りました。一方、検査装置などの産業機械は前年同期の実績を下回りました。これらの結果、売上高は前年同期比1.7%減の75億3千4百万円となりました。営業利益は利益率が改善され、前年同期比76.6%増の8億8千7百万円となりました。



冷間鍛造事業

売上高
1,343百万円
(前年同期比23.6%減)

電動工具部品は、主要納入先の在庫調整が緩和され、前年同期の実績を上回りました。一方、自動車部品の一部では中国向けの部品が減産となりました。また、産業機械部品においては、主要納入先の大幅な減産や在庫調整により、受注が低調に推移したため、前年同期の実績を大きく下回りました。これらの結果、売上高は前年同期比23.6%減の13億4千3百万円、営業利益は前年同期比82.7%減の2千3百万円となりました。



電機機器事業

売上高
7,024百万円
(前年同期比19.4%増)

主力のF A関連機器では、静岡県内製造業の需要が堅調に推移したことに加え、自動車関連の大型自動機の販売もあり、前年同期の実績を大きく上回りました。空調周辺部材は商圏拡大により西日本を中心に販売が伸長し、空調機器、設備機器、冷熱機器も堅調に推移したことにより前年同期の実績を上回りました。これらの結果、売上高は前年同期比19.4%増の70億2千4百万円、営業利益は前年同期比47.3%増の5億8千万円となりました。



車両関係事業

売上高
20,049百万円
 (前年同期比5.1%増)

スバル新車販売は、新型車クロストレックが牽引し、登録車の販売台数は堅調に推移したものの、OEM車種の出荷停止の影響を受けたことにより新車販売台数が減少し、前年同期の実績を下回りました。一方、BYD車両の販売を開始した輸入車販売はポルシェ車販売を主体として堅調に推移しており、前年同期の実績を上回りました。中古車販売及びサービスの売上も前年同期の実績を上回りました。これらの結果、売上高は前年同期比5.1%増の200億4千9百万円、営業利益は輸入車販売の新店舗オープンに伴う経費の増加などにより、前年同期比40.4%減の2億4千万円となりました。



不動産等賃貸事業

売上高
150百万円
 (前年同期比2.9%増)

売上高は、前年同期比2.9%増の1億5千万円、営業利益は前年同期比24.7%減の5千3百万円となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は10億6千2百万円であります。

その主なものは、社有車の取得 (6億3千5百万円) であります。

(3) 資金調達の状況

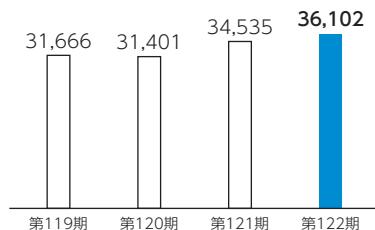
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1億5千万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

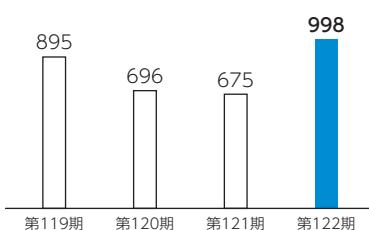
(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

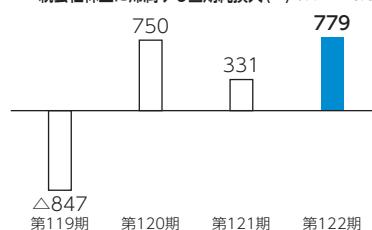
≫ 売上高 (単位：百万円)



≫ 経常利益 (単位：百万円)



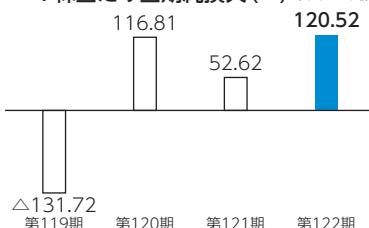
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



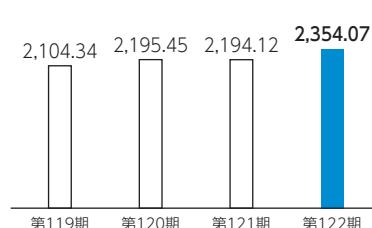
≫ 総資産/純資産 (単位：百万円)



≫ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



≫ 1株当たり純資産額 (単位：円)

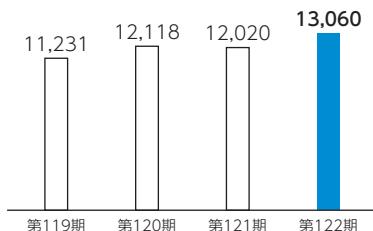


区 分	第119期 2021年3月期	第120期 2022年3月期	第121期 2023年3月期	(当連結会計年度) 第122期 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	31,666	31,401	34,535	36,102
経 常 利 益 (百万円)	895	696	675	998
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△847	750	331	779
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△) (円)	△131.72	116.81	52.62	120.52
総 資 産 (百万円)	24,892	27,045	27,199	28,363
純 資 産 (百万円)	13,532	13,821	14,203	15,223
1株当たり純資産額 (円)	2,104.34	2,195.45	2,194.12	2,354.07

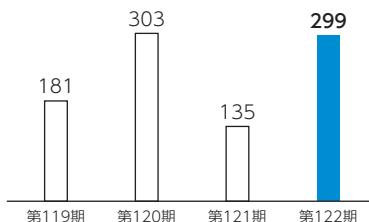
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第120期の期首から適用しており、第120期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

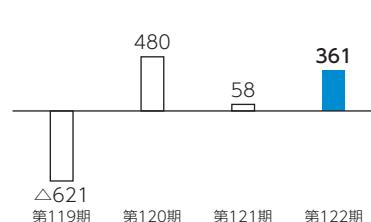
▶ 売上高 (単位：百万円)



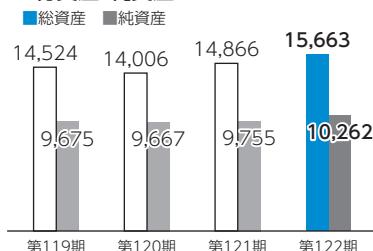
▶ 経常利益 (単位：百万円)



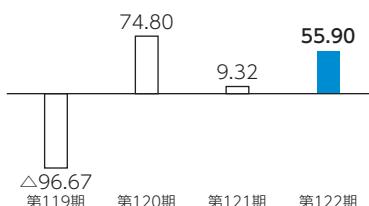
▶ 当期純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



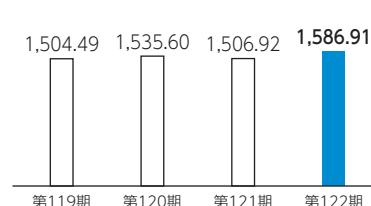
▶ 総資産/純資産 (単位：百万円)



▶ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



▶ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第119期 2021年3月期	第120期 2022年3月期	第121期 2023年3月期	(当事業年度) 第122期 2024年3月期
売 上 高 (百万円)	11,231	12,118	12,020	13,060
経 常 利 益 (百万円)	181	303	135	299
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△621	480	58	361
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△96.67	74.80	9.32	55.90
総 資 産 (百万円)	14,524	14,006	14,866	15,663
純 資 産 (百万円)	9,675	9,667	9,755	10,262
1株当たり純資産額 (円)	1,504.49	1,535.60	1,506.92	1,586.91

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第120期の期首から適用しており、第120期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、ITの活用を軸とした生産性の向上並びに人材の確保についてグループ全体での重要な経営課題として取り組むとともに、各事業においては次の課題に取り組んでまいります。

- ① 産業機械事業では、市場のニーズに応える新機種の開発と拡販に取り組めます。また、インドネシアに当社グループ初となる海外拠点を開設し、既存顧客へのアフターフォロー体制の拡充と東南アジア市場における事業基盤の確立に取り組めます。
- ② 冷間鍛造事業では、展示会への出展等による積極的な営業活動により、新規顧客の開拓と新規アイテムの受注獲得に努めます。また、段取り時間の短縮や自動化の推進による更なるリードタイム短縮などの生産性向上に取り組めます。
- ③ 電機機器事業では、グループ各社との協業を推進して製造業向けの自動化設備や検査装置などシステム受注の拡大に取り組むとともに、取扱商材や商圏の拡大を推進します。また、ITの活用による働きやすい職場づくりやバックオフィスの充実にも取り組んでまいります。
- ④ 車両関係事業では、独自のポイント還元サービスやアプリ運用開始によりお客さまとの繋がりを強め、来店を促進を図ります。また、お客さま一人ひとりのニーズに合った提案により新車案件化率及び成約率の向上を図るとともに、環境に配慮したEV車両も身近な選択肢として提案してまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
産業機械事業	包装機械等の製造販売
冷間鍛造事業	冷間鍛造製品の製造販売
電機機器事業	FA機器・空調機器・冷凍機器等電機機器の販売及び空調設備等設置工事
車両関係事業	車両及びその関連商品の販売修理
不動産等賃貸事業	駐車場経営及び貸自動車事業等

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	静岡市清水区	清水工場	静岡市清水区
本社別館	静岡市清水区	三島工場	三島市
富士川工場	富士市	沼津営業所	沼津市
浜松営業所	浜松市中央区	名古屋営業所	名古屋市中区
東京営業所	東京都千代田区	大阪営業所	大阪市中央区

② 子会社

会社名	所在地
日本機械商事株式会社	東京都千代田区、大阪府大阪市中央区 他 2 拠点
静岡スバル自動車株式会社	静岡市清水区 他 県内19拠点
株式会社エコノス・ジャパン	菊川市
静岡自動車株式会社	静岡市葵区
静岡バイオート株式会社	静岡市駿河区、浜松市中央区
株式会社PUREST	静岡市駿河区 他 県内 2 拠点
株式会社共和テック	静岡市清水区
株式会社Cool the Earth	静岡市葵区内2拠点

(8) 企業集団の使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期比増減
875 (78) 名	32 (△6) 名

(注) 使用人数は、当社グループ外から当社グループ内への出向受入者等を含み、当社グループ内から当社グループ外への出向者等を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
409 (22) 名	△2 (△10) 名	40歳4か月	16年7か月

(注) 使用人数は就業人員数（契約社員15名を含み、当社から社外への出向者29名を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本機械商事株式会社	50,000	100.00	包装機械の販売
静岡スバル自動車株式会社	50,000	100.00	自動車の販売修理
株式会社エコノス・ジャパン	30,000	100.00	殺菌装置、食品加工機械等の製造販売
静岡自動車株式会社	16,000	100.00	駐車場経営及び貸自動車事業
静岡バイオ株式会社	20,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社PUREST	5,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社共和テック	19,500	100.00	産業機械の製造販売
株式会社Cool the Earth	5,000	100.00	電気自動車の販売修理

(注) 静岡バイオ株式会社、株式会社PUREST及び株式会社Cool the Earthは、静岡スバル自動車株式会社の100%子会社であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社静岡銀行	1,960,841
株式会社清水銀行	1,528,351
スバルファイナンス株式会社	700,000
静岡信用金庫	318,655
静岡県信用農業協同組合連合会	192,500
株式会社三菱UFJ銀行	140,006

2 株式に関する重要な事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **19,200,000株**
- (2) 発行済株式総数 **6,466,681株** (自己株式16,642株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 **1,024名**
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
鈴与ホールディングス株式会社	1,832,260	28.33
鈴木恵子	887,370	13.72
有限会社テイ・エム・ケイ	617,600	9.55
静甲従業員持株会	480,281	7.43
株式会社静岡銀行	311,500	4.82
株式会社清水銀行	309,290	4.78
清水食品株式会社	204,000	3.15
鈴与自動車運送株式会社	104,000	1.61
清水運送株式会社	80,000	1.24
DBS BANK LTD.	78,800	1.22

(注) 持株比率は自己株式(16,642株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	鈴木恵子	日本機械商事株式会社 取締役相談役
代表取締役 専務取締役	鈴木武夫	静岡スバル自動車株式会社 代表取締役 取締役会長
取締役	大石 透	渉外・関係会社・IT推進担当
取締役	鈴木康之	富士川工場・生産革新推進室担当
取締役	山下一弘	包装機械事業本部長 (委嘱)
取締役	吉川範幸	経営企画室長 (委嘱)
取締役	鈴木浩之	日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役会長 静岡自動車株式会社 取締役会長
取締役	小林和仁	
取締役	鈴木孝典	静岡スバル自動車株式会社 代表取締役 取締役社長
取締役	湯子直樹	日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役社長
常勤監査役	櫻井嘉夫	
監査役	戸塚伸久	戸塚伸久税理士事務所 所長 株式会社共同会計センター 取締役
監査役	大津善敬	株式会社ハマキョウレックス 社外取締役
監査役	山口貴史	平井工業株式会社 専務取締役

- (注) 1. 取締役小林和仁氏は社外取締役であります。
 2. 監査役戸塚伸久氏、大津善敬氏及び山口貴史氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役戸塚伸久氏及び山口貴史氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役戸塚伸久氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社と取締役鈴木浩之氏、小林和仁氏、鈴木孝典氏、湯子直樹氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動について (2024年4月1日付)

新	旧	氏名
市場開発事業部・清水工場・三島工場 ・技術企画室担当	包装機械事業本部長 (委嘱)	山下一弘

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	10	156,580
監査役	4	25,570
合計 (うち社外役員)	14 (4)	182,150 (17,350)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第121回定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年6月18日開催の第88回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払いに対する引当金繰入額（取締役7名に対し10,750千円、監査役4名に対し1,750千円（うち社外役員4名に対し1,000千円））が含まれております。

(3) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社は、当社の役員の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとしております。

① 取締役報酬の方針

i 基本的な考え方

- ・短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とする
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする

ii 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容、業績及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

iii 報酬構成

報酬構成の割合は各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度等を総合的に勘案して決定した固定基本報酬及び役員退職慰労金で構成し、報酬の額の全部を占めております。

役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

固定基本報酬	業績連動報酬	
	賞与	株式報酬
100%	—	—

iv 報酬ガバナンス

報酬の決定方法

報酬額は、当社が定める「役員報酬規則」に基づき、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会で決定しております。取締役会としては報酬の額の決定を代表取締役取締役社長に一任することとしており、一任を受けた代表取締役取締役社長が、人事、経理を担当する執行役員と協議を行い、各人別の報酬額を決定しております。

② 監査役報酬の方針

i 基本的な考え方

- ・株主の負託を受けた監査役の業務執行が可能な優秀な人材を登用できる報酬としております。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としております。

ii 報酬水準

監査役報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における監査役報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

iii 報酬構成

報酬構成の割合は、監査役の役割と独立性の観点から固定基本報酬及び役員退職慰労金で構成し、報酬の額の全部を占めております。

役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

固定基本報酬	業績連動報酬	
	賞与	株式報酬
100%	—	—

iv 報酬ガバナンス

報酬の決定方法

監査役報酬は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、代表取締役取締役社長鈴木恵子が、人事、経理を担当する執行役員と、原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役取締役社長鈴木恵子に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務及び貢献度等の評価を行うには代表取締役取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、人事、経理を担当する執行役員と協議を行いその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 小林 和仁

i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

小林和仁氏は、社外取締役に就任以降、金融機関における役員経験者としての豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

② 監査役 戸塚 伸久

i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

戸塚伸久税理士事務所 所長

株式会社共同会計センター 取締役

当社と戸塚伸久税理士事務所及び株式会社共同会計センターの間には、特別な利害関係はありません。

ii 他^の法人等^の社外役員等^{としての}重要な兼職^の状況^{及び}当社^と当該他^の法人等^{との}関係

該当事項はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうちそれぞれ12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、税理士として必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

③ 監査役 大津 善敬

i 他^の法人等^の業務執行者^{としての}重要な兼職^の状況^{及び}当社^と当該他^の法人等^{との}関係

該当事項はありません。

ii 他^の法人等^の社外役員等^{としての}重要な兼職^の状況^{及び}当社^と当該他^の法人等^{との}関係

株式会社ハマキョウレックス 社外取締役

当社と株式会社ハマキョウレックスの間には、特別な利害関係はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうちそれぞれ11回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

④ 監査役 山口 貴史

i 他^の法人等^の業務執行者^{としての}重要な兼職^の状況^{及び}当社^と当該他^の法人等^{との}関係

平井工業株式会社 専務取締役

当社と平井工業株式会社の間には、特別な利害関係はありません。

ii 他^の法人等^の社外役員等^{としての}重要な兼職^の状況^{及び}当社^と当該他^の法人等^{との}関係

該当事項はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

内容	金額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	27,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,041,286
現金及び預金	8,481,451
受取手形、売掛金及び契約資産	4,127,908
電子記録債権	1,095,230
商品及び製品	2,272,073
仕掛品	428,147
原材料及び貯蔵品	41,807
その他	627,695
貸倒引当金	△33,029
固定資産	11,322,280
有形固定資産	7,767,762
建物及び構築物	3,221,324
機械装置及び運搬具	1,286,239
土地	3,060,680
リース資産	33,286
建設仮勘定	36,424
その他	129,807
無形固定資産	208,053
のれん	25,594
その他	182,458
投資その他の資産	3,346,464
投資有価証券	3,034,517
繰延税金資産	117,333
その他	199,313
貸倒引当金	△4,700
資産合計	28,363,566

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,022,985
支払手形及び買掛金	3,132,977
電子記録債務	542,257
短期借入金	3,742,512
リース債務	10,517
未払法人税等	207,215
契約負債	1,576,307
賞与引当金	564,877
製品保証引当金	26,328
受注損失引当金	19,183
その他	1,200,808
固定負債	2,117,554
長期借入金	1,197,841
リース債務	31,912
繰延税金負債	180,369
役員退職慰労引当金	226,757
退職給付に係る負債	191,964
資産除去債務	163,376
その他	125,333
負債合計	13,140,539
純資産の部	
株主資本	14,098,830
資本金	100,000
資本剰余金	3,159,341
利益剰余金	10,845,277
自己株式	△5,788
その他の包括利益累計額	1,124,196
その他有価証券評価差額金	1,124,196
純資産合計	15,223,026
負債純資産合計	28,363,566

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	36,102,826
売上原価	28,378,641
売上総利益	7,724,185
販売費及び一般管理費	6,841,413
営業利益	882,772
営業外収益	144,652
受取利息	562
受取配当金	87,985
仕入割引	8,203
受取賃貸料	17,986
物品売却益	10,061
助成金収入	1,057
その他	18,794
営業外費用	29,009
支払利息	18,602
譲渡制限付株式関連費用	4,168
その他	6,238
経常利益	998,414
特別利益	132,258
固定資産売却益	939
投資有価証券売却益	86,318
建物解体費用戻入益	45,000
特別損失	118,665
固定資産売却損	453
固定資産除却損	15,118
減損損失	103,094
税金等調整前当期純利益	1,012,007
法人税、住民税及び事業税	364,845
法人税等調整額	△132,689
当期純利益	779,851
親会社株主に帰属する当期純利益	779,851

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
流動資産	8,335,684
現金及び預金	2,999,797
受取手形	167,002
電子記録債権	778,992
売掛金	2,005,541
契約資産	1,044,885
商品及び製品	658,915
仕掛品	352,545
原材料及び貯蔵品	25,905
前払費用	71,419
その他	253,651
貸倒引当金	△22,972
固定資産	7,328,210
有形固定資産	2,250,582
建物	847,000
構築物	44,396
機械及び装置	457,852
車両運搬具	27,492
工具、器具及び備品	76,474
土地	740,703
リース資産	3,838
建設仮勘定	52,824
無形固定資産	146,236
ソフトウェア	142,296
ソフトウェア仮勘定	3,940
その他	0
投資その他の資産	4,931,391
投資有価証券	2,260,886
関係会社株式	2,622,858
その他	51,409
貸倒引当金	△3,763
資産合計	15,663,895

科目	当期
負債の部	
流動負債	4,433,763
電子記録債務	542,257
買掛金	1,495,874
短期借入金	1,189,988
リース債務	3,616
未払金	294,678
未払費用	103,933
未払法人税等	33,149
未払消費税等	92,936
契約負債	348,314
預り金	16,474
賞与引当金	281,595
製品保証引当金	26,328
受注損失引当金	4,616
固定負債	968,071
長期借入金	450,030
リース債務	556
繰延税金負債	213,337
退職給付引当金	45,144
役員退職慰労引当金	162,687
資産除去債務	33,951
その他	62,364
負債合計	5,401,834
純資産の部	
株主資本	9,457,938
資本金	100,000
資本剰余金	3,078,639
資本準備金	1,833,576
その他資本剰余金	1,245,063
利益剰余金	6,285,087
利益準備金	211,715
その他利益剰余金	6,073,372
買換資産圧縮積立金	174,401
別途積立金	4,316,000
繰越利益剰余金	1,582,971
自己株式	△5,788
評価・換算差額等	804,121
その他有価証券評価差額金	804,121
純資産合計	10,262,060
負債純資産合計	15,663,895

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	13,060,939
売上原価	10,674,601
売上総利益	2,386,337
販売費及び一般管理費	2,281,304
営業利益	105,033
営業外収益	207,702
受取利息	838
受取配当金	156,174
その他	50,688
営業外費用	13,010
支払利息	7,020
その他	5,990
経常利益	299,725
特別利益	89,442
固定資産売却益	3,288
投資有価証券売却益	86,153
特別損失	68,403
固定資産売却損	289
固定資産除却損	7,784
減損損失	60,329
税引前当期純利益	320,764
法人税、住民税及び事業税	62,839
法人税等調整額	△103,823
当期純利益	361,748

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

静甲株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 公認会計士 杉原賢一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 金田洋一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静甲株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静甲株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

静甲株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指 定 社 員 公認会計士 杉原賢一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 金田洋一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静甲株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事務所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

静甲株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井嘉夫 ㊟
社外監査役 戸塚伸久 ㊟
社外監査役 大津善敬 ㊟
社外監査役 山口貴史 ㊟

以上

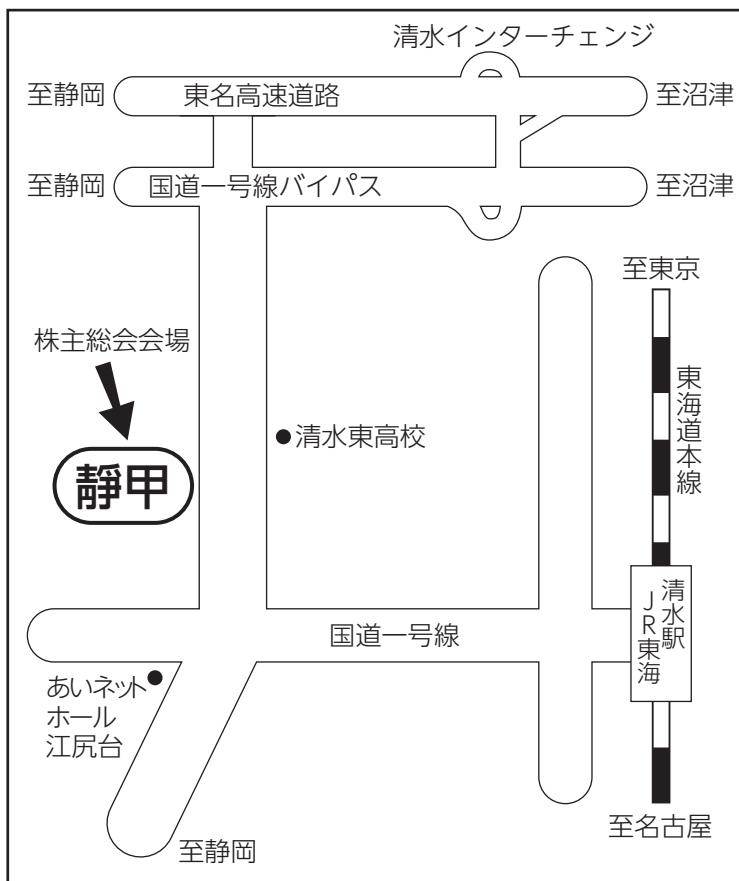
定時株主総会会場ご案内図

会場

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
当社 清水工場2階会議室

交通

東名高速：清水インターチェンジより車で5分
J R 東海：清水駅より徒歩15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。